

令和8年度 保育施設ご利用のための 「現況届」ご提出のお願い

特定教育・保育施設 / 特定地域型保育事業をご利用の保護者の皆様へ



【重要】 未提出の場合は「教育・保育給付認定」が
取り消され、退園となる場合があります。必ず本
資料をご確認の上、期限内にご提出ください。

結論：年に1度、必ず「現況届」のご提出が必要です

対象者

現在、保育園・こども園などの施設を利用しているすべての保護者。

目的

現在も「保育を必要とする事由（就労など）」に該当しているかを公的に確認するため。

未提出のリスク

期限内に提出されない場合、法的根拠に基づき「教育・保育給付認定」が取り消され、退園となります。

「現況届」とは、引き続き施設を利用できるかを確認する大切な手続きです



入園時

「保育を必要とする事由」を証明する書類を提出し、市町村から認定（教育・保育給付認定）を受けて入園します。



入園後／毎年



働き方や家庭状況（就労時間や出産など）に変わりがないか、定期的な確認が必要です。
＝これが「現況届」です。



保育施設は公的な財源で運営されています。真に保育が必要なご家庭に公平にご利用いただくための重要な確認プロセスです。

現況届の提出は「法律で定められた保護者の義務」です

子ども・子育て支援法施行規則 第9条

「教育・保育給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書及び…書類を市町村に**提出しなければならない**。」



これは自治体の独自のルールやお願いではありません。国の法律に基づき、対象となるすべての保護者様に毎年の提出が厳格に義務付けられています。

審査対象となる「保育を必要とする事由」（全9項目）



就労



妊娠・出産



保護者の
疾病・障害



親族の
介護・看護



災害復旧



就学



求職活動



虐待・DVの
おそれ



育児休業

現況届の用紙と併せて、ご自身の該当する事由を客観的に証明する書類（例：就労証明書、診断書など）の添付が必須となります。

⚠️【最重要警告】提出を怠った場合、どうなるのか？

正しく提出した場合

提出

認定更新

引き続き施設をご利用いただけます



未提出・虚偽報告の場合

放置・未提出

【教育・保育給付認定の取り消し】

施設をご利用いただけなくなります（退園）



期限を過ぎても提出がない場合、法律に則り、自治体は認定取り消しの手続きを進めざるを得なくなります。

「認定取り消し」は、以下の法律に基づき厳正に執行されます

子ども・子育て支援法 第13条

Step 1: 報告義務違反

市町村からの求めに対し、状況の報告や書類提出を拒む行為。

子ども・子育て支援法施行令 第3条第1項第1号

Step 2: 取消しの要件成立

「正当な理由なしに…報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。」

子ども・子育て支援法 第24条第1項

Step 3: 認定の強制終了

「市町村は…当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。」



「うっかり忘れていた」「忙しかった」は、法律上の「正当な理由」としては認められません。

認定が取り消されると、ご家庭に重大な影響が生じます



お子様の安定した保育環境を守るためにも、確実な手続きをお願いいたします。

スケジュールとご提出先について



書類の配布について、
令和8年5月20日（水）より順次、施設を
通じて配布いたします。



提出期限は、
令和8年6月30日（火）必着！
期限厳守をお願いいたします。



提出先・提出方法

原則オンライン申請となります。ただし、
インターネット環境がなく、オンライン申請が
出来ない場合は、直接窓口へご提出ください。

提出前の最終確認チェックリスト

☐

1. 現況届（所定の用紙）

- ・裏面も含め、記入漏れはありませんか？
- ・署名（または押印）は完了していますか？

☐

2. 保育を必要とする事由を証明する書類

- ・（例：就労証明書、診断書、母子手帳の写しなど）
- ・ご父母それぞれ（2名分）の書類が揃っていますか？

☐

3. 兄弟姉妹の書類のまとめ方

- ・兄弟姉妹が別々の施設を利用している場合でも、世帯で1部（または児童ごとに1部）をご用意ください。



不備があると再提出となり、期限に間に合わなくなる恐れがあります。
余裕を持ったご準備をお願いします。

よくあるご質問・お問い合わせ先

Q: 現在育児休業中ですが、提出は必要ですか？

A: はい、必要です。要件を満たし継続利用が認められている場合は、現況届をご提出ください。

Q: 働き方が変わり、就労時間が減りました。退園になりますか？

A: 規定の就労時間を下回る場合、認定事由の変更や退園となる場合があります。ご自身で判断せず、至急担当窓口へご相談ください。

うるま市役所 こども未来部 保育こども園課

☎ 電話番号 : 098-973-5427
(受付時間 : 平日 8:30~17:15)



詳細ウェブサイト